



資料

1 関連計画	144
2 総合計画策定の流れ	148
3 総合計画審議会	151
4 市民参加	157
5 総合計画策定委員会	162

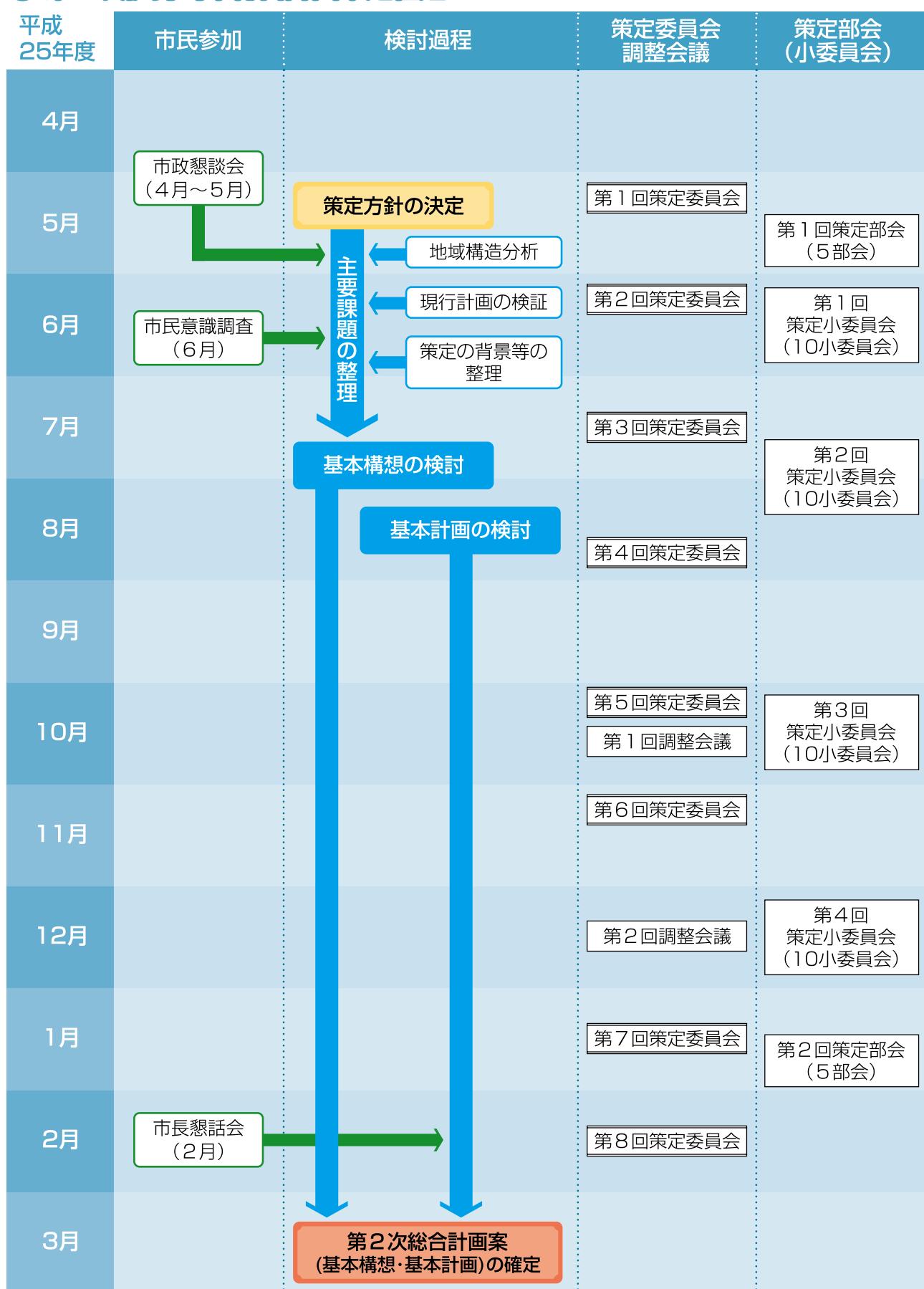
施策体系	計画名(策定年度:計画期間)	根拠法令など	概要
基本計画	伊勢崎市定住自立圏共生ビジョン (平成26年度策定: 平成27年度～平成31年度)		圏域のどこでも誰もが安心して定住できる環境を整備し、市町村合併により生み出された連携と交流をさらに拡大するとともに、一体性の確保と均衡ある発展を目指すことを目的とした伊勢崎市定住自立圏形成方針に基づき、推進する具体的な取り組みを定めた計画。
1-1-1	健康いせさき21(第2次)健康増進計画・食育推進計画 (平成26年度策定:平成27年度～)	健康増進法／食育基本法	市民が健やかで心豊かに生活でき、活力ある社会を築くため、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸、生活の質の向上の実現と食育の推進による市民の健康づくりを目指す計画。
1-1-1 3-1-1	伊勢崎市新型インフルエンザ等対策行動計画 (平成26年度策定:平成26年度～)	新型インフルエンザ等対策特別措置法	新型インフルエンザなどの脅威から市民の生命と健康を守り、社会的・経済的被害を最小限にとどめるため、関係機関などと連携・協力し、発生段階に応じた総合的な対策を定めた計画。
1-1-2	伊勢崎市立伊勢崎市民病院中期経営計画 (平成25年度策定: 平成26年度～平成28年度)		伊勢崎市立伊勢崎市民病院経営健全化計画の計画期間の終了に伴い、計画の進捗状況と現状を踏まえ、さらなる経営健全化と医療の質の向上を図るために重点的に取り組むべき項目を定めた計画。
1-1-3	伊勢崎市国民健康保険第2期特定健康診査等実施計画 (平成24年度策定: 平成25年度～平成29年度)	高齢者の医療の確保に関する法律	特定健康診査や特定保健指導などを円滑に実施し、国民の健康の保持増進と医療費の適正化を目指した計画。
1-2-1	伊勢崎市子ども・子育て支援事業計画 (平成26年度策定: 平成27年度～平成31年度)	子ども・子育て支援法	地域の子ども・子育て家庭の実態に合った事業を進めるため、幼児期の学校教育、保育、子育て支援についてのニーズを把握し、事業の提供体制の確保や業務の円滑な実施について定めた計画。
1-2-2	第2期伊勢崎市地域福祉計画 (平成26年度策定: 平成27年度～平成31年度)	社会福祉法	すべての市民一人ひとりが地域社会の一員として安心して生き生きと暮らすことができるよう具体的な施策などについて定めた計画。
1-2-3	第6期伊勢崎市高齢者保健福祉計画 (平成26年度策定: 平成27年度～平成29年度)	老人福祉法／介護保険法	高齢者が地域で安心して暮らせるよう、保健、医療、福祉など総合的な施策を実施するとともに、介護給付などの保険給付の円滑な実施を図るための計画。
1-2-4	第2次伊勢崎市障害者計画 (平成25年度策定: 平成26年度～平成32年度)	障害者基本法	障害のある人もない人も共に生き生きと生活できる社会の実現を目指し、障害者福祉の理念、保健、医療、教育、就労などの分野にわたる障害者施策などについて定めた計画。
1-2-4	伊勢崎市第4期障害福祉計画 (平成26年度策定: 平成27年度～平成29年度)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)	障害のある人が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、障害福祉サービスの必要見込量や提供体制の確保のための方策を定めた計画。
2-1-1	伊勢崎市都市計画マスターplan (平成20年度策定: 平成20年度～平成39年度)	都市計画法	土地利用や道路、公園、緑地などの整備、自然環境の保全、安全性の向上など、望ましい将来都市像やまちづくりの方針を総合的に示す計画。今後の都市計画の見直しや都市基盤施設の整備を進める上での指針となる。
2-1-1	伊勢崎市景観計画 (平成18年度策定:平成18年度～)	景観法／屋外広告物法	市民、事業者、市の協働による景観まちづくりを推進するため、市全域を対象に良好な景観の形成についての方針、行為の制限についての事項、屋外広告物の表示などの制限についての事項などを定めた計画。

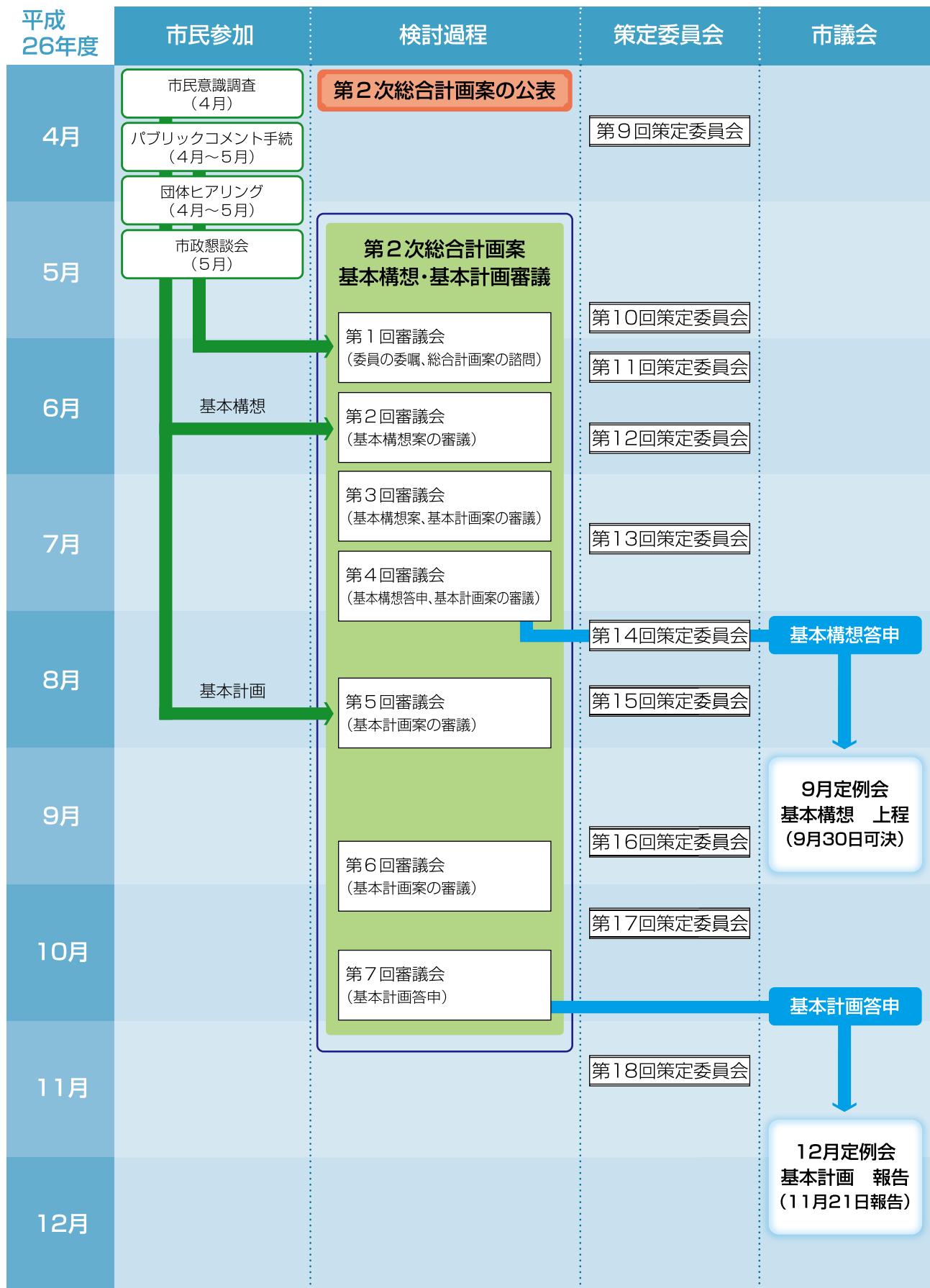
施策体系	計画名(策定年度:計画期間)	根拠法令など	概要
2-1-4	伊勢崎市橋梁長寿命化修繕計画 (平成24年度策定:平成25年度~)		老朽化する橋りょうの維持管理費用の増大に対応するため、予防的な修繕による長寿命化を図り、安全性や信頼性を確保するとともに、予算の平準化による合理的で経済的な維持管理の実現を目指した計画。
2-1-5	伊勢崎市汚水処理基本計画 (平成23年度策定:平成23年度~)		将来人口の減少などを踏まえ、地域に適した効率的な手法による生活環境の改善や河川などの水質保全を図ることを目的に、汚水処理の施策を定めた計画。
2-1-5	伊勢崎市下水道総合地震対策計画 (平成26年度策定: 平成26年度~平成30年度)		大規模地震時における最低限の汚水処理機能の確保と被災した場合の下水道機能のバックアップ対策や、マンホールの浮上による交通障害への対応、緊急輸送道路の確保など、地震に対する下水道の安全度を高めることを目的とした計画。
2-1-5	伊勢崎市下水道長寿命化計画 (平成23年度策定:平成25年度~)		老朽化する施設の計画的な維持管理を行うため、維持管理、改築更新を総合的にとらえ、長寿命化を図り、処理場に求められる機能の停止を未然に防止し、生涯費用の最小化を図ることを目的とした計画。
2-1-6	伊勢崎市水道事業経営認可計画 (平成19年度変更認可: 平成20年度~平成35年度)	水道法	厚生労働大臣による認可を受けた計画で、この計画をもとに上水道施設の整備が行われる。
2-1-6	伊勢崎市水道ビジョン (平成21年度策定: 平成22年度~平成31年度)		将来にわたって安心・安全な水道水を安定的に供給するために、水道事業の現状分析を行い、課題を把握した上で目指すべき将来像を描き、目標実現に向けた方策を示した計画。
2-1-6	伊勢崎市水道施設耐震化計画 (平成24年度策定:平成25年度~)		大規模な地震により被災したときの影響を最小限に抑え、安定供給が可能な水道施設とするため、目標を短期、中期、長期に分けて設定し、浄水場や配水管を順次耐震化するための計画。
2-1-6	伊勢崎市水安全計画 (平成24年度策定:平成24年度~)		良質で安心・安全な水道水を継続して安定的に供給できるように、水質管理の水準や方法を定めている計画。
2-1-7	伊勢崎市住生活基本計画 (平成24年度策定: 平成25年度~平成34年度)	住生活基本法	少子高齢化に伴う人口減少社会、生活様式の多様化時代での市民の住生活の安定と向上のための様々な施策の総合的な推進を図るための計画。
2-1-7	伊勢崎市公営住宅等長寿命化計画 (平成21年度策定: 平成22年度~平成31年度)		市営住宅の住戸を安全で快適な状態で長期間確保するため、住棟別の修繕、改善などの活用方針を定め、長寿命化を図るための維持管理計画。
2-1-7	伊勢崎市耐震改修促進計画 (平成19年度策定: 平成20年度~平成27年度)	建築物の耐震改修の促進に関する法律	だれもが安心・安全に暮らせるまちづくりを進めるために、建築物の地震に対する安全性を計画的に向上させることを目的とする取り組みを定めた計画。
2-2-1	農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想 (平成18年度策定: 平成18年度~[5年毎見直し])	農業経営基盤強化促進法	農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的、安定的な農業経営を育成するための構想。

施策体系	計画名(策定年度:計画期間)	根拠法令など	概要
2-2-1	伊勢崎農業振興地域整備計画 (平成21年度策定: 平成21年度～[5年毎見直し])	農業振興地域の整備に関する法律	優良な農地を保全するとともに、各種施策を計画的に実施するために定めた総合的な農業の振興を目的とする計画。地域での一的な農業振興を図るため、土地利用の制限などを定めている。
2-2-1	伊勢崎市農業振興プラン (平成20年度策定:平成20年度～)		「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」と「農業振興地域整備計画」から、将来の本市の農業のあるべき姿に向けた農業振興の方針を示し、農業の活性化の実現を目指した計画。
2-2-1	伊勢崎市田園環境整備マスタープラン (平成20年度策定:平成21年度～)		将来の本市の農業と農村の整備に当たり、環境との調和に配慮しつつ、効率的、効果的に事業を推進するため、環境保全の目標や対策を定めた計画。
2-2-2	伊勢崎市産業振興ビジョン (平成20年度策定: 平成21年度～平成30年度)		本市の商工業のあるべき姿と事業者、市民、行政の協働による産業振興に向けた施策の方向性を示した計画。
2-2-2	中心市街地活性化基本計画 (伊勢崎地区:平成14年度策定) (境地区:平成16年度策定)	中心市街地の活性化に関する法律	中心市街地の整備改善と商業などの活性化を一体的に推進するための基本方針や目標を定めた計画。
3-1-1 3-1-2	伊勢崎市地域防災計画 (平成17年度策定: 平成17年度～[毎年見直し])	災害対策基本法	市民の生命、身体、財産を災害から守ることを目的に、防災のための活動について具体的に定めた計画。
3-1-1 3-1-2	伊勢崎市国民保護計画 (平成18年度策定:平成18年度～)	武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律(国民保護法)	テロや武力攻撃などから国民の生命、身体、財産を保護し、国民生活と国民経済に及ぼす影響を最小限にすることを目的とした計画。
3-1-1 3-1-2	伊勢崎市水防計画 (平成17年度策定: 平成17年度～[毎年見直し])	水防法	市域での洪水などの水害に対して、関係機関の連携によって効率的な水防活動が行われるよう、水防事務の調整や実務に必要な事項を定めた計画。洪水などによる水災を警戒、防御し、被害を軽減することを目的とする。
3-1-1	新型インフルエンザ等に係る伊勢崎市業務継続計画 (平成26年度改訂:平成26年度～)		強毒性の新型インフルエンザの感染がまん延する状況を想定し、市の業務について、市民生活の維持に必要不可欠な業務を継続させるとともに、行政機能の維持と復帰を円滑に行うための対応を定めた計画。
3-1-3	伊勢崎市安心安全まちづくり行動計画 (平成25年度改訂: 平成25年度～平成27年度)		すべての市民が安心して安全に暮らせる地域社会の実現に向け、市民、警察、行政が一体となり、防犯活動やまちの環境浄化、次世代を担う健全な青少年の育成についての施策を実現していくための行動指針。
3-1-5	第9次伊勢崎市交通安全計画 (平成23年度策定: 平成23年度～平成27年度)	交通安全対策基本法	人命尊重の理念の下、交通事故のない安全な社会を目指し、交通安全対策全般にわたる総合的、長期的な施策を推進するための計画。
3-2-1	第2次伊勢崎市環境基本計画 (平成26年度策定: 平成27年度～平成36年度)	伊勢崎市環境基本条例	地球規模で問題化している地球温暖化や日常生活での環境問題に対し、市民、事業者、市がそれぞれの役割を果たしながら、豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくことを目的とする計画。

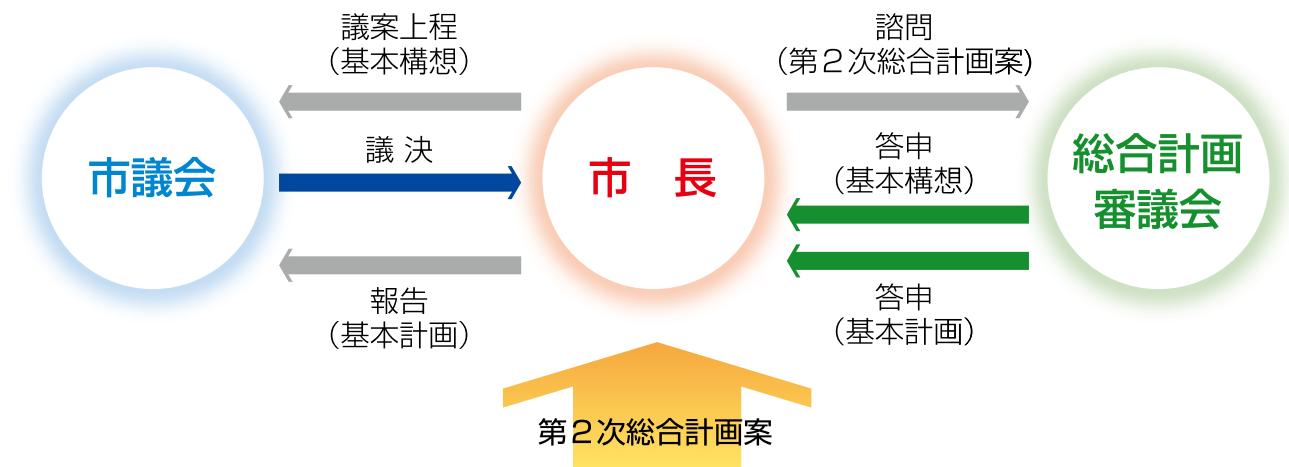
施策体系	計画名(策定年度:計画期間)	根拠法令など	概要
3-2-1	伊勢崎市地球温暖化対策実行計画 (平成22年度策定: [中期目標] 平成23年度～平成32年度)	地球温暖化対策の推進に関する法律	市域から排出される温室効果ガスの削減計画。地域の特性を踏まえた地球温暖化対策を総合的、計画的に実施することを目的に、市民、事業者、市が一体となって低炭素社会を実現するための共通の指針。
3-2-2	伊勢崎市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 (平成26年度策定: 平成27年度～平成36年度)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	資源循環型社会の形成に向け、市民、事業者、行政が一体となって、一般廃棄物の減量化、資源化、適正処理・処分を推進することを定めた計画。
3-2-2	第7期伊勢崎市分別収集計画 (平成25年度策定: 平成26年度～平成30年度)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)	容器包装廃棄物の分別収集について3年ごとに定める計画。市民、事業者、行政が一体となって、環境への負荷の少ない地域社会の実現や資源の有効利用を図ることを目的とする。
3-2-3	伊勢崎市みどりの基本計画 (平成20年度策定: 平成21年度～平成39年度)	都市緑地法	緑地の保全、公園緑地の整備、その他の公共公益施設や民有地の緑化の推進など、本市のみどり全般について、将来のあるべき姿とその実現のための基本方針や施策を定めた計画。
3-2-3	伊勢崎市公園施設長寿命化計画 (平成25年度策定: 平成26年度～平成35年度)		都市公園の公園施設について、今後進展する老朽化への安全対策の強化や改築・更新費用の平準化を図るために、既存施設の長寿命化対策や計画的な改築・更新を行うことを目的とする計画。
4-1-1 4-1-2 4-1-3 4-2-1 4-2-3 4-2-4	伊勢崎市教育振興基本計画 (平成26年度策定: 平成27年度～平成31年度)	教育基本法	教育行政の推進に関して中長期的な視点に基づき、教育の振興に関する施策についての基本的な方向性などを示した計画。
5-1-1 5-2-1	伊勢崎市ＩＣＴ推進基本計画 (平成26年度策定: 平成27年度～平成31年度)		本市の地域情報化、行政情報化の推進を図るために基本理念や基本方針を定め、体系的に整理した計画。
5-1-2 5-1-3	第2次人権教育・啓発の推進に関する伊勢崎市基本計画 (平成26年度策定: 平成27年度～平成36年度)	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	様々な人権課題に対する正しい理解と認識を一層深め、偏見や差別のない明るい地域社会を築くことを目的に、人権教育や人権啓発についての施策を総合的に推進するための計画。
5-1-3	第2次伊勢崎市男女共同参画計画 (平成26年度策定: 平成27年度～平成31年度)	男女共同参画社会基本法	男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力が發揮できる男女共同参画社会の形成と実現に向けて、市民、地域、団体、企業、市などが協働して取り組むための指針や具体的な施策を定めた計画。
5-2-1	伊勢崎市行政改革大綱 (平成26年度改訂:平成27年度～)		進展する地方分権と変化する社会経済環境の中で、市民と協働して自立した都市経営を進めるとともに、多様化する行政課題に的確に対応し、市民満足度の高い行政サービスを提供するため、新たな行政運営の仕組みの構築と財政の健全化に向けた取り組みを進めていくための指針。
5-2-1	伊勢崎市市有施設整備計画 (平成22年度策定: 平成22年度～平成38年度)		旧耐震基準で建てられた市有建物の耐震化対策を中心とした計画。優先度に応じて、短期、中期、長期の計画に位置付けている。

① 第2次伊勢崎市総合計画策定経過





②第2次伊勢崎市総合計画策定体制



市民参加

■市民意識調査

(平成25年6月・平成26年4月)

- ・施策に対する満足度調査など
- ・合併後の伊勢崎市について
- ・これからの伊勢崎市について
- ・まちづくりの施策について

■市政懇談会

(平成25年4月・5月・平成26年5月)

- ・重点政策と主な取組について

■市長懇話会

(平成26年2月)

- ・伊勢崎市の教育について
(伊勢崎市PTA連合会)

■パブリックコメント手続

(平成26年4月・5月)

- ・第2次総合計画案への意見等を募集

■団体ヒアリングの実施

(平成26年4月・5月)

- ・幅広い市民の意見や提案を集約
(市内の福祉・農業・商工業団体)

総合計画策定委員会

・第2次総合計画案の作成

[委員長] 副市長
[副委員長] 教育長
[委員] 全部長

調整会議 (部局間調整)

部会[全部長・課長]

総務・市民部会

【安心・安全、行財政、協働・共生】

- ①総務小委員会
- ②企画財政小委員会
- ③市民小委員会

福祉・健康医療部会

【福祉、健康・医療】

- ④福祉小委員会
- ⑤健康医療小委員会

環境・経済部会

【環境、産業・観光】

- ⑥環境小委員会
- ⑦経済小委員会

建設・水道部会

【都市基盤】

- ⑧建設小委員会
- ⑨都市計画小委員会

教育部会

【教育、生涯学習・スポーツ・文化】

- ⑩教育小委員会

⑪伊勢崎市総合計画審議会条例・規則

伊勢崎市総合計画審議会条例

平成17年1月1日
条例第20号

(設置)

第1条 市長の附属機関として、伊勢崎市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、総合計画に関する事項について調査、審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る調査、審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画部企画調整課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成18年3月27日条例第16号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成26年2月28日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市総合計画審議会規則

平成18年3月30日
規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢崎市総合計画審議会条例(平成17年伊勢崎市条例第20号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、伊勢崎市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第3条に規定する審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民 4人以内
- (2) 学識経験を有する者 2人以内
- (3) 市内の公共的団体等から推薦を受けた者 9人以内
- (4) 市議会の議員 10人以内

2 役職により委員となった者がその職を失ったときは、委員を退任したものとみなす。

(招集の通知)

第3条 会長は、審議会を招集しようとするときは、やむを得ない場合のほか、招集期日の少なくとも7日前までに日時、場所及び付議すべき案件を委員に通知しなければならない。

(議席)

第4条 委員の議席は、あらかじめ会長が定める。

(発言)

第5条 審議会での発言は、議長の許可を得なければならない。

(意見の聴取)

第6条 議長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(幹事)

第7条 条例第7条第2項の幹事は、伊勢崎市総合計画策定委員会規程(平成17年伊勢崎市訓令甲第44号)第3条第1項に規定する委員長、副委員長及び委員の職にある者をもって充てる。

(答申)

第8条 会長は、諮問のあった事項について調査、審議が終了したときは、市長に答申しなければならない。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年5月26日規則第39号)

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

③伊勢崎市総合計画審議会委員名簿

(敬称略・規則順)

氏名	所属等	役職	備考
筧 實	市民委員		第1号委員 公募による市民
高 橋 操	市民委員		
諫 訪 信 雄	市民委員		
斎 藤 美智子	市民委員		
花 田 哲 郎	上武大学 教授		第2号委員 学識経験を有する者
尹 文 九	東京福祉大学 教授		
塩 野 信 敏	伊勢崎市区長会 会長	副会長	第3号委員 市内の公共的団体等から推薦を受けた者
下 田 進	伊勢崎商工会議所 副会頭		
大 矢 光 利	群馬伊勢崎商工会 会長		
渡 辺 聰	連合群馬伊勢崎地域協議会 議長		
小 暮 武 雄	伊勢崎青年会議所 理事長		
植 竹 文 恵	伊勢崎市P T A連合会 会員		
棄 原 龍 雄	伊勢崎佐波医師会 会長		
根 岸 昭 雄	伊勢崎市社会福祉協議会 会長		
児 島 秀 行	佐波伊勢崎農業協同組合 代表理事組合長		
野 田 文 雄	伊勢崎市議会議員	会長	
阿久津 尚 子	伊勢崎市議会議員		第4号委員 市議会の議員
新 井 智	伊勢崎市議会議員		
北 島 元 雄	伊勢崎市議会議員		
定 方 英 一	伊勢崎市議会議員		
須 永 武 久	伊勢崎市議会議員		
田 村 幸 一	伊勢崎市議会議員		
羽 鳥 基 宏	伊勢崎市議会議員		
原 田 和 行	伊勢崎市議会議員		
矢 島 征 司	伊勢崎市議会議員		

③第2次伊勢崎市総合計画案について(諮問)

伊企第 45 号

平成26年5月28日

伊勢崎市総合計画審議会

会長 野田 文雄 様

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

第2次伊勢崎市総合計画案について(諮問)

伊勢崎市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、別添の第2次伊勢崎市総合計画案について諮問します。

④第2次伊勢崎市総合計画基本構想案について(答申)

平成26年7月22日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆 様

伊勢崎市総合計画審議会
会長 野田 文雄

伊勢崎市総合計画基本構想案について(答申)

平成26年5月28日付伊企第45号で諮問がありました、第2次伊勢崎市総合計画基本構想案について、当審議会で慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり取りまとめるとともに、下記の意見を付して答申します。

なお、計画の推進に当たっては、これらの意見を十分に尊重し、新たな伊勢崎市の将来都市像「夢ふくらみ 安心して暮らせる 元気都市 いせさき」の実現を目指し、市民の暮らし最優先の市政運営に最善の努力をされるよう要望します。

記

1. 少子高齢、人口減少社会の到来による様々な課題に対し、総合計画に位置付けられた定住促進のための各種施策を着実に実施し、元気な都市として人口の増加に努めること。
2. 新市誕生10年を迎えるにあたり、今後も引き続き各地域の実情に配慮して、地域の特性や資源を活用したまちづくりを進めること。
3. 将来のまちづくりを担う人材を育むことを目指し、自ら学び、豊かな心を育む教育を充実させる取り組みを進めること。
4. 世界遺産「田島弥平旧宅」をはじめとする歴史的・文化的遺産を後世に伝えるとともに、効果的な活用方法について検討し、本市の文化、観光の振興を積極的に進めること。

⑤第2次伊勢崎市総合計画基本計画案について(答申)

平成26年10月31日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆 様

伊勢崎市総合計画審議会
会長 野田 文雄

伊勢崎市総合計画基本計画案について(答申)

平成26年5月28日付伊企第45号で諮問がありました、第2次伊勢崎市総合計画基本計画案について、当審議会で慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり取りまとめるとともに、下記の意見を付して答申します。

審議会においては、今後5年間の具体的計画の策定となることから、伊勢崎市の地域特性や現在の課題を踏まえ、実効性のある計画となるよう審議を行ってまいりました。

計画の推進に当たり、これらの意見を十分に尊重するとともに、新たな伊勢崎市の将来都市像「夢ふくらみ 安心して暮らせる 元気都市 いせさき」の実現を目指し、市民の暮らし最優先の市政運営に最善の努力をされるよう要望します。

記

1. 「子ども・子育て支援新制度」及び「地域包括ケアシステム」など新たな制度へ的確に対応するとともに、子どもから高齢者までの施策を一層充実すること。
2. 農業、食品加工、流通販売が一体となった6次産業化及び農産物のブランド化を推進し、全国に発信できるよう取り組みを進めること。
3. 世界遺産「田島弥平旧宅」の効果的な活用方法を検討し、来訪者へのおもてなし対応及び周辺環境整備に取り組んでいくこと。
4. 様々な気象災害等が発生している現状を踏まえ、災害弱者への対策も講じながら、安心して安全に暮らせる伊勢崎市の実現を図ること。
5. 少子化による継続的な子どもの減少及び人口の集中による一時的な子どもの増大などを視野に入れ、学校規模の適正化について、明確な基準を設けて進めていくこと。
6. 世界的に活躍できる人材の育成に力を注ぐとともに、地域社会に貢献できるグローバル人材の育成を推進していくこと。

⑪ 施策に対する市民の満足度・重要度調査(市民意識調査)

1 調査の目的

この調査は、市民意識の動向と現在の市民の多様なニーズを統計的に把握し、その結果を現在の総合計画の進行管理及び第2次伊勢崎市総合計画の策定に反映させるほか、今後の市政運営の基礎資料とすることを目的とする。

2 調査の方法

- (1) 調査地域 伊勢崎市全域
- (2) 調査対象者 伊勢崎市に在住する満20歳以上の人
- (3) サンプル数 2,000人
- (4) 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出
- (5) 実施方法 調査票を郵送し、回答のうえ返信用封筒にて返送
- (6) 調査期間 平成26年4月10日(木)から平成26年4月30日(水)まで

3 回収結果

- 有効回答数 833
- 有効回答率 41.7%

4 調査項目

今回の意識調査は、第2次伊勢崎市総合計画に体系付けられた10分野、41施策に対する市民の「満足度」と「重要度」を調査し、まちづくりに対するニーズや意識・意向を把握した。

5 調査結果による満足度・重要度の散布図

満足度を横軸に、重要度を縦軸にとり、満足度平均点と重要度平均点を境として、159ページの散布図のとおりAからDまでの4つの領域に分類した。各領域の説明は下記のとおり。

A 重点改善施策(満足度が低く、重要度が高い)

重要度が高いにもかかわらず満足度が低いため、満足度を向上させられるよう、最優先で改善すべき施策。

B 改善施策

重要度は低いが満足度も低いため、満足度の向上を意識して改善すべき施策。

C 重点維持施策

重要度も満足度も高いため、現在の水準を引き続き重点的に維持すべき施策。

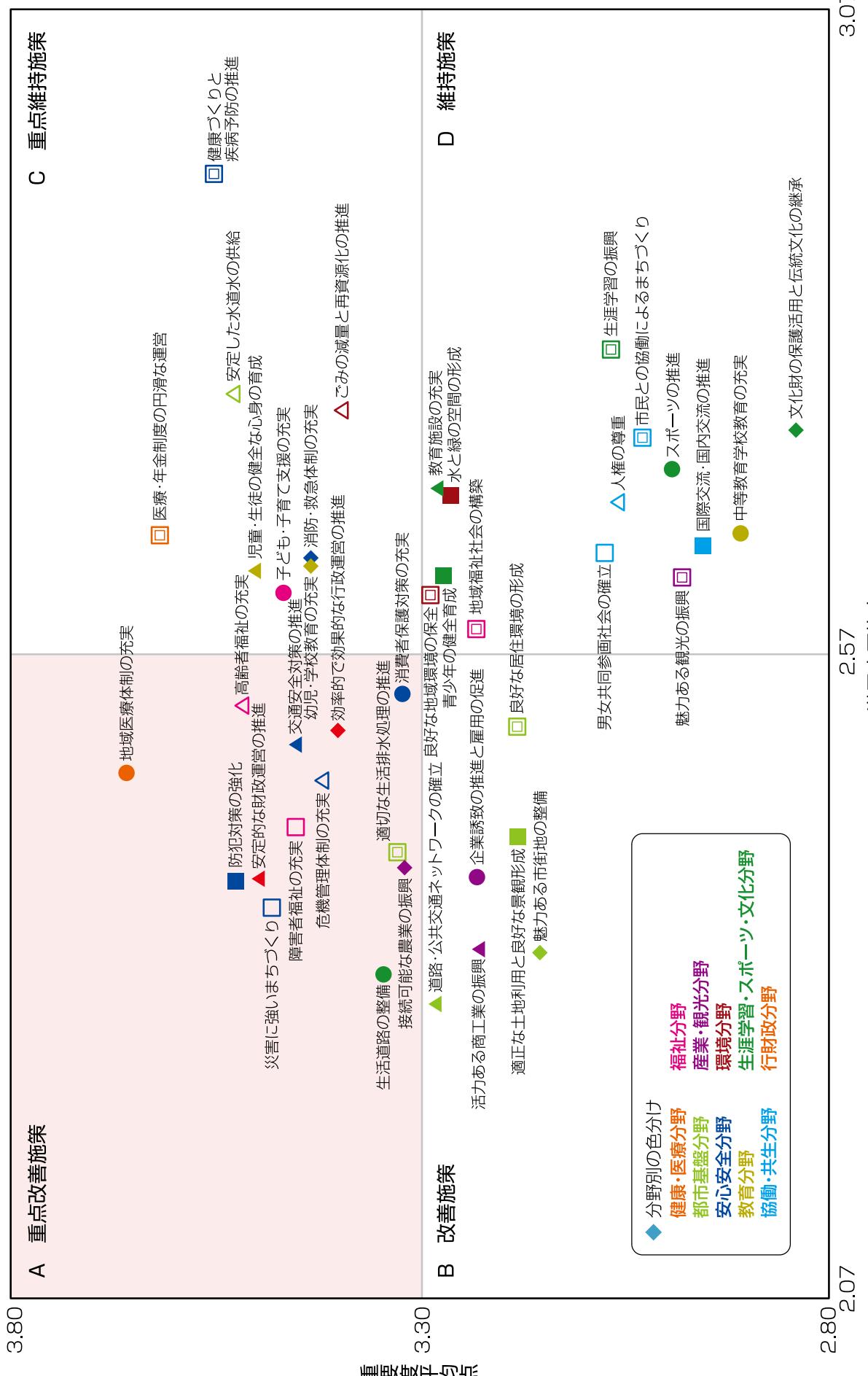
D 維持施策

重要度は低いが満足度は高いため、現状の水準を維持すべき施策。

■ 施策別の満足度・重要度

体系	施策名	満足度	重要度	満 足	不 満
1-1-1	健康づくりと疾病予防の推進	2.94	3.55	68.6%	12.9%
1-1-2	地域医療体制の充実	2.48	3.66	45.8%	37.2%
1-1-3	医療・年金制度の円滑な運営	2.66	3.62	53.3%	28.6%
1-2-1	子ども・子育て支援の充実	2.62	3.46	39.2%	23.7%
1-2-2	地域福祉社会の構築	2.59	3.23	29.9%	19.8%
1-2-3	高齢者福祉の充実	2.53	3.52	33.7%	25.4%
1-2-4	障害者福祉の充実	2.44	3.45	24.7%	22.6%
2-1-1	適正な土地利用と良好な景観形成	2.43	3.18	35.8%	33.1%
2-1-2	魅力ある市街地の整備	2.34	3.15	37.0%	43.3%
2-1-3	道路・公共交通ネットワークの確立	2.30	3.28	38.1%	45.5%
2-1-4	生活道路の整備	2.32	3.34	39.1%	49.0%
2-1-5	適切な生活排水処理の推進	2.42	3.33	38.5%	35.5%
2-1-6	安定した水道水の供給	2.77	3.53	53.5%	21.8%
2-1-7	良好な居住環境の形成	2.52	3.18	33.9%	24.5%
2-2-1	持続可能な農業の振興	2.41	3.32	28.0%	29.3%
2-2-2	活力ある商工業の振興	2.34	3.23	22.0%	26.6%
2-2-3	企業誘致の推進と雇用の促進	2.40	3.23	25.2%	26.5%
2-2-4	魅力ある観光の振興	2.63	2.98	47.6%	26.1%
3-1-1	危機管理体制の充実	2.47	3.42	32.7%	28.4%
3-1-2	災害に強いまちづくり	2.37	3.48	30.1%	34.4%
3-1-3	防犯対策の強化	2.40	3.52	38.4%	39.2%
3-1-4	消防・救急体制の充実	2.65	3.43	45.6%	22.6%
3-1-5	交通安全対策の推進	2.50	3.45	41.6%	33.2%
3-1-6	消費者保護対策の充実	2.54	3.32	36.4%	25.7%
3-2-1	良好な地域環境の保全	2.62	3.29	42.5%	24.1%
3-2-2	ごみの減量と再資源化の推進	2.76	3.40	59.2%	22.2%
3-2-3	水と緑の空間の形成	2.69	3.26	56.9%	25.2%
4-1-1	幼児・学校教育の充実	2.64	3.43	36.4%	20.1%
4-1-2	児童・生徒の健全な心身の育成	2.64	3.50	38.0%	20.2%
4-1-3	中等教育学校教育の充実	2.66	2.91	27.5%	13.1%
4-2-1	生涯学習の振興	2.81	3.07	48.2%	14.9%
4-2-2	青少年の健全育成	2.63	3.27	36.9%	20.1%
4-2-3	文化財の保護活用と伝統文化の継承	2.74	2.84	39.6%	14.7%
4-2-4	教育施設の充実	2.70	3.28	46.5%	19.7%
4-2-5	スポーツの推進	2.71	2.99	42.4%	16.2%
5-1-1	市民との協働によるまちづくり	2.74	3.03	47.1%	18.5%
5-1-2	人権の尊重	2.69	3.06	33.2%	14.7%
5-1-3	男女共同参画社会の確立	2.65	3.07	28.6%	15.2%
5-1-4	国際交流・国内交流の推進	2.66	2.96	30.4%	13.9%
5-2-1	効率的で効果的な行政運営の推進	2.51	3.40	45.5%	32.3%
5-2-2	安定的な財政運営の推進	2.40	3.50	36.5%	33.3%
	全体平均	2.57	3.30		

■ 施策別の満足度・重要度の散布図(全41施策)



②市政懇談会(平成25年度・平成26年度実施)

■開催趣旨

市政懇談会は、市の予算や主要事業について市長が説明し、市民と意見を交換する場として、毎年市内の各会場で開催しています。市政の透明性をより一層高め、市の説明責任を果たすとともに、市民が日頃から感じている市政に対する意見や要望などを聞き、対話と協調によるまちづくりを進めています。

■内容・開催日程等

平成25年度及び平成26年度の市政懇談会は、下表の日程により開催しました。各年度とも重点政策と主な取り組みについて市長が説明し、参加者と意見交換を行いました。

開催日程・会場	意見集約の対象
平成25年 4月23日(火) 境総合文化センター 4月25日(木) 赤堀公民館 5月 7日(火) 市民プラザ 5月 9日(木) 伊勢崎市役所 5月14日(火) あずま公民館	一般市民
平成26年 5月 1日(木) 境総合文化センター 5月 7日(水) あずま公民館 5月 9日(金) 赤堀公民館 5月12日(月) 市民プラザ 5月19日(月) 緋の郷	

③市長懇話会

■開催趣旨

市長懇話会は、市長が地区単位などの市民と、市政について意見交換することを目的として開催しています。

■内容・開催日程等

平成25年度の市長懇話会は、伊勢崎市PTA連合会本部役員を対象に、「PTA活動を通じて感じた伊勢崎市の教育」をテーマとして、意見交換を行いました。

開催日程・会場	意見集約の対象
平成26年2月5日(水) 地域交流センター赤石楽舎	伊勢崎市PTA連合会本部役員

④団体ヒアリング

■ 開催趣旨

団体ヒアリングは、総合計画(案)の専門分野(福祉・農業・商工業・観光)について、幅広く市民や専門家の意見を取り入れることを目的として実施しました。

分野別計画の施策案について自由なディスカッション形式で進行し、参加者からは市政に対する率直なご意見をいただきました。

なお、民生委員・児童委員連絡協議会のヒアリングについては、総合計画(案)の福祉分野の抜粋及び意見記入用紙を配布し、記入後事務局に送付していただく形式をとりました。

■ 内容・開催日程等

団体ヒアリングは、下表の開催日程により開催しました。総合計画の施策の体系及び各施策を説明し、参加者と意見交換を行いました。

開催日程・会場	意見集約の対象
平成26年 4月 2日(水) 伊勢崎市役所	民生委員・児童委員連絡協議会
4月28日(月) 伊勢崎商工会議所	伊勢崎商工会議所青年部
5月14日(水) 佐波伊勢崎農業協同組合本店	佐波伊勢崎農業協同組合
5月15日(木) あずま公民館	群馬伊勢崎商工会青年部

⑤パブリックコメント手続

■ 実施趣旨

パブリックコメント手続は、第2次総合計画の策定に当たり、市民参加の一環として総合計画(案)を公表し、市民から施策内容に対する意見や要望等を募集することにより、幅広く民意を反映させることを目的として実施しました。

■ 実施期間

平成26年4月2日から平成26年5月2日まで

■ 意見・要望

20件(意見提出者数: 2人)

⑪伊勢崎市総合計画策定委員会規程

伊勢崎市総合計画策定委員会規程

平成17年3月31日

訓令甲第44号

(設置)

第1条 本市の総合計画の基本構想、基本計画及び実施計画を策定し、その実施を推進するため、伊勢崎市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、総合計画の策定及び推進とする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長、副委員長は教育長をもって充て、委員は職員のうちから市長が任命する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、会議を主宰する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(調整会議)

第5条 委員会に、調整会議を置き、第2条に規定する所掌事務の円滑な遂行を図るために部局間の調整を行う。

2 調整会議に座長及び副座長2人を置く。

3 座長には企画部長の職にある者を、副座長には総務部長及び財政部長の職にある者をもって充てる。

4 調整会議の会議は、座長が招集し、その議長となる。

5 座長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 委員会に、別表に掲げる部会を置き、第2条に規定する所掌事務について資料の収集、調査及び研究を行い、基本計画及び実施計画の策定及び推進に従事する。

2 部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選により選任する。

3 部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、企画部企画調整課に置く。

2 事務局長は企画調整課長とする。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月28日訓令甲第9号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年7月29日訓令甲第8号)

この訓令は、平成23年8月1日から施行する。

附 則(平成25年4月30日訓令甲第6号)

この訓令は、平成25年5月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日訓令甲第7号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、公表の日から施行する。

別表(第6条関係)

部会
総務・市民部会
福祉・健康医療部会
環境・経済部会
建設・水道部会
教育部会

②伊勢崎市総合計画策定委員会 委員名簿

役 職	職 名	氏 名	担当部会
委員長	副市長	吉田文雄	
副委員長	教育長	徳江基行	
委員(調整会議座長)	企画部長	茂木 寛	総務・市民部会 教育部会
委員	総務部長	横澤 明	総務・市民部会
委員	財政部長	佐藤 浩章	総務・市民部会
委員	市民部長	細井 和義	総務・市民部会
委員	環境部長	須賀 健	環境・経済部会
委員	健康推進部長	多賀谷 茂	福祉・健康医療部会
委員	福祉部長	福田 幸寿	福祉・健康医療部会
委員	経済部長	金子 茂	環境・経済部会
委員	建設部長	金井 哲夫	建設・水道部会
委員	都市計画部長	太田 守人	建設・水道部会
委員	中心市街地整備部長	岡部 克好	建設・水道部会
委員	公営事業部長	田島 久雄	総務・市民部会
委員	水道局長	要田 真人	建設・水道部会
委員	消防長	吉田 純一	総務・市民部会
委員	経営企画部長(市民病院)	吉澤 由幸	福祉・健康医療部会
委員	会計管理者	大工原 司	総務・市民部会
委員	議会事務局長	三友 孝之	総務・市民部会
委員	監査委員事務局長	津久井 伸彰	総務・市民部会
委員	教育部長	越須賀 隆一	教育部会